

## 留守家庭児童育成室における食物アレルギー対応等について

### 1 留守家庭児童育成室(以下、「育成室」という。)で提供しない食品

育成室では、おやつやクッキング保育の際に、下記の食品を提供していません。

- (1) えび、かに、くるみ、そば、落花生(ピーナッツ)、アーモンド、カシューナッツ、あわび、いくら、キウイフルーツ、バナナ、マカダミアナッツ、まつたけ、やまいも
- (2) 生で食べる果物(みかん・ポンカンを除く)、加熱していない野菜と魚介類
- (3) こんにゃくゼリー

これらは、学校給食で提供されない食品と同様です。

なお、上記以外の食物アレルギーをお持ちのお子様については、個別で対応を行います。

#### 個別対応の流れ

- (1) 医療機関でアレルギー対応が必要なことを確認し、医師に学校生活管理指導表を記入していただく。
- (2) 学校生活管理指導表の写しを在籍育成室へ提出する(年度ごとに提出が必要です)。
- (3) 提出内容を基に、育成室指導員と食品を除去するか協議して対応を決定する。

※育成室では、お子様の安全面を考慮し、慣らし食(アレルギーの原因となる食品を、少量ずつ食べて慣らししていくこと)は行っておりません。

### 2 提供していない食品が混入する可能性について

加工食品や小魚・海藻類については、吹田市が提供していないアレルギーの原因となる食品が、何らかの理由で微量に混入している可能性があります。下記(1)(2)のような微量な成分混入でもアレルギー反応が出る場合等については、「3 おやつ提供の中止について」を確認してください。

#### (1) 加工食品の場合

同じ環境でアレルギーの原因となる食品を含む別の食品を製造した等の理由で、微量の成分が混入することがあります。

#### (2) 小魚・海藻類を原料とする食品の場合

えび・かにと同じ生息地のものを漁獲した等の理由で、微量の成分が付着していることがあります。

### 3 おやつ提供の中止について

おやつ提供を中止する場合は、おやつを御自宅から直接持参してください。

中止を希望する場合は、在籍育成室の指導員へ相談してください。提供再開の場合も同様です。

アレルギーである旨の申出を行っていなかった食品を食べた上で異変や症状が出た場合は、医師の診断を受け、その結果を速やかに在籍育成室へお伝えください。

吹田市教育委員会事務局 地域教育部  
放課後子ども育成室  
TEL : 06-6384-1599  
e-mail : houkagokodomo@city.suita.osaka.jp